

板橋区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）第44条及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）第24条から第28条までに規定する一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 事業系一般廃棄物をいう。
- (2) 指定処理施設 条例第44条に規定する区長の指定する処理施設をいい、東京都が管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場並びに東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）が所管する処理施設とする。
- (3) 排出事業者 廃棄物を排出する事業者をいう。
- (4) 収集運搬業者 区長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者をいう。
- (5) 排出場所コード 排出場所を示す番号をいい、7桁の数字とする。

第2章 マニフェスト適用対象事業者

(1日平均100キログラム以上排出する事業者)

第3条 規則第24条第1号に規定する者は、一つの建築物を単位として、1日平均100キログラム以上の廃棄物を排出する事業者とする。ただし、次の各号に該当する場合は当該各号に定める事業者とする。

- (1) 複数の事業者が入居する一つの建築物から、廃棄物が1日平均100キログラム以上まとめて排出される場合は、当該建築物の所有者を規則第24条第1号に規定する者とみなす。
- (2) 複数の事業者が入居する一つの建築物において、廃棄物の保管場所が当該建築物の所有者とは明確に区分されており、その廃棄物を所有者とは別に運搬する場合で、1日平均100キログラム以上排出する事業者は、規則24条第1号に規定する者とする。
- (3) 道路・公園等の清掃に伴い発生する道路・公園ごみで1日平均100キログラム以上排出される場合は、当該道路・公園等の管理者を規則第24条第1号に規定する者とみなす。
- (4) 造園業者等、作業場所が定まっていない事業者にあつては、自己の事業活動に伴って発生する剪定枝等の廃棄物を特別区の区域内にて1日平均100キログラム以上排出す

る場合、当該事業者は規則第24条第1号に規定する者とする。

(1日平均の排出量の算定方法)

第4条 前条における1日平均の廃棄物の排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出事業者が自ら廃棄物を運搬する場合は、直近の1か月間に指定処理施設へ搬入した総量をごみ運搬自動車伝票(レシート)により算出し、30日で除した量とする。
- (2) 排出事業者が収集運搬業者に委託して廃棄物を運搬する場合は、当事者間で締結された契約に基づく1か月間の推定排出量を30日で除した量とする。
- (3) 排出事業者と収集運搬業者との契約締結後に推定排出量と実際の排出量が大きく異なる場合等のほか、前2号の規定による排出量の算定が困難な場合は、当該排出事業者を所管する清掃事務局長がその算定方法を決定するものとする。

(臨時に排出する者)

第5条 規則第24条第2号に規定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 排出事業者が自ら廃棄物を運搬する場合で、板橋区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱第6条の規定による継続持込みの承認を受けていない排出事業者
- (2) 排出事業者が収集運搬業者に委託して廃棄物を運搬する場合で、当該収集運搬業者の継続的な作業場所として届出されていない排出事業者

第3章 適用対象事業者の届出

(適用対象事業者の届出)

第6条 規則第24条第1号に規定する者は、自ら又は収集運搬業者に委託して廃棄物を指定処理施設へ運搬するときは、マニフェスト適用対象事業者届(別記第1号様式)に次の事項を記入し、区長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人の場合は名称及び代表者名)
- (2) 排出場所の名称及び所在地
- (3) 廃棄物管理責任者名(廃棄物管理責任者の選任を義務付けられていない排出場所にあつては、現場責任者名)
- (4) 事務担当者の所属、氏名及び電話番号
- (5) 平均排出回数及び推定排出量
- (6) 建築物延床面積
- (7) 収集運搬業者名及び許可番号(廃棄物の運搬を委託する場合に限る)
- (8) 建築物の主な用途

2 区長は、前項に規定する届出があつたときは、排出場所コードを付し、マニフェスト排出場所コード決定通知書(別記第2号様式)を届出者に交付するものとする。

3 排出場所コードの決定基準は、別に資源環境部長が定める「板橋区一般廃棄物管理票排出場所コード決定基準」による。

(届出内容の変更)

第7条 前条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者は、同条第1項第2号及び第6号に規定する事項に変更が生じたときは、マニフェスト適用対象事業者変更届（別記第3号様式）を、区長に提出しなければならない。

（非適用対象事業者の届出）

第8条 第6条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者は、規則第24条第1号の規定に該当しなくなったとき、又は指定処理施設への運搬を中止したときは、マニフェスト非適用届（別記第4号様式）を区長に提出することにより、マニフェストの使用を中止することができる。

（届出後の処理）

第9条 区長は、前3条に規定する届出を受けたときは、マニフェスト適用対象事業者台帳（別記第5号様式）に記載するものとする。

2 区長は、前項に規定する届出を受けたときは、1か月分をまとめて翌月の7日までにマニフェスト適用対象事業者報告書（別記第6号様式）により一部事務組合の管理者へ報告するものとする。

第4章 マニフェストの交付等

（マニフェストの記載事項）

第10条 排出事業者がマニフェストを指定処理施設に提出するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) マニフェストの作成年月日及び発行番号
- (2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) 廃棄物の排出場所の名称及び所在地
- (4) 第3条に規定する者にあつては、排出場所コード
- (5) マニフェストの作成を担当した者の氏名
- (6) 廃棄物の全体量及び種類ごとの量
- (7) 第5条に規定する者にあつては、業種
- (8) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名

2 廃棄物の運搬を委託している排出事業者にあつては、前項各号に規定する事項及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 廃棄物の運搬を受託した者（以下「受託者」という。）の氏名又は名称及び住所
- (2) 受託者の収集運搬業者としての業者番号（一般廃棄物処理業の許可番号をいう。）

3 収集運搬業者は、第6条第2項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者からマニフェストの交付を受けたときは、B票及びC票に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 持込み事業者の登録番号
- (2) 運搬車の種類及び重量
- (3) 積替え又は保管の有無

(マニフェストの交付)

第 11 条 廃棄物の運搬を委託している排出事業者によるマニフェストの交付は、次により行わなければならない。

- (1) 当該廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
- (2) 当該廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称がマニフェストに記載された事項と相違ないことを確認のうえ、交付すること。

(マニフェストの回付)

第 12 条 収集運搬業者は、第 10 条第 3 項の規定によりマニフェストに必要事項を記載する際には、廃棄物とマニフェストに記載されている事項が相違ないことを確認し、記載後の A 票を排出事業者に戻付しなければならない。

第 5 章 収集運搬業者の義務

(収集運搬業者の義務)

第 13 条 収集運搬業者は、第 6 条第 2 項の規定により排出場所コードの通知を受けた排出事業者から廃棄物の運搬を委託されたときは、マニフェスト発行対象事業者名簿 ([別記第 7 号様式](#)) を作成し、運搬車両ごとに常時携帯し、特別区又は指定処理施設の係員にその提示を求められた場合には、それに従わなければならない。

2 収集運搬業者は、規則第 2 4 条第 1 号に規定する排出事業者から廃棄物の運搬を委託されたときは、その廃棄物を指定処理施設に運搬するに当たり、事前にその排出事業者に対し運搬先及び運搬日時等の作業予定を通知し、廃棄物の引き渡しの際にはマニフェストの交付を受け、適切に運搬しなければならない。

第 6 章 その他

(マニフェスト作成上の注意)

第 14 条 排出事業者によるマニフェストの記入は、次のとおりとする。

- (1) 第 10 条第 1 項第 1 号に規定する発行番号は、年度別、発行順の連番とする。
- (2) 検印欄は、D 票を受領した後、A 票と照合確認のうえ、日付を記入し、押印又は記名する。
- (3) 第 10 条第 1 項第 6 号に規定する量は、重量を基準として算定し、1 キログラム未満については四捨五入する。ただし、重量を基準として算定することが実情に合わないときに限り、1 立方メートルを 2 5 0 キログラムに換算することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 12 年 3 月 31 日以前に東京都から交付されたマニフェスト排出場所コード決定通知書については、区長が交付したものとみなす。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先） 板橋区長

排出事業者（所有者等）住所

排出事業者（所有者等）氏名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

マニフェスト適用対象事業者届

次の排出場所は、マニフェスト適用対象事業者の基準に該当するので、板橋区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱第6条の規定により次のとおり届け出します。

排出場所 （名称は、店名、事業所名等の建築物名称を記入）	名称		
	所在地		
廃棄物管理責任者*	選任・不在（どちらかに○）氏名		
事務担当者名 （排出場所の担当者を記入）*	所属		
	氏名 TEL		
平均排出回数	回/月	推定排出量	kg/月
建築物延床面積 m ²	一般廃棄物収集運搬業者名（業者委託している場合）	区一廃第 号	
建築物の主な用途 （該当するものに○）	1 事務所ビル 2 雑居ビル 3 店舗 4 ホテル・旅館 5 病院 6 学校 7 百貨店 8 スーパー 9 官公庁 10 倉庫 11 文化・体育施設 12 公園 13 遊園地 14 駅 15 その他[]		

区（清掃事務所）記入欄

排出場所コード

受付欄

* 廃棄物管理責任者は、廃棄物の延床面積が 1,000 m²以上の場合に選任が義務付けられています。

* 廃棄物管理責任者の選任が義務付けられていない排出場所の場合は不在に○をつけ、現場責任者名を記入してください。

第 号
年 月 日

_____様

板橋区長 印

マニフェスト排出場所コード決定通知書

年 月 日付で提出のあったマニフェスト適用対象事業者届については、下記のとおり排出場所コードを決定したので通知します。

排出場所コード	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
注意事項								
<p>(1) このコードは、事業系一般廃棄物を指定処理施設へ自ら運搬する場合及び一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬する場合に、マニフェストの所定欄に記入してください。</p> <p>(2) この通知書は、マニフェストの適用対象となる期間中は保管してください。</p> <p>(3) マニフェスト適用対象とならなくなった場合は、マニフェスト非適用届を提出することにより、マニフェストの使用を中止することができます。</p>								

（あて先）板橋区長

排出事業者（所有者等）住所

排出事業者（所有者等）氏名
（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

排出場所コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

マニフェスト適用対象事業者変更届

マニフェスト適用対象事業者の内容に変更があったので、板橋区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱第7条の規定により次のとおり届け出します。

変更事項		
変更理由		
変更内容	新	
	旧	

* この変更届は、排出場所の名称、所在地及び建築物の延床面積に変更が生じた場合に提出してください。

区(清掃事務所)受付欄

--

（あて先）板橋区長

排出事業者（所有者等）住所

排出事業者（所有者等）氏名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

印

マニフェスト非適用届

次の排出場所は、マニフェスト適用対象事業者の基準に該当しなくなったので、板橋区一般廃棄物管理票の取扱いに関する要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

届出事由								
排出場所	名称							
	所在地							
排出場所コード	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

* 1日平均排出量が100kg未満になり、マニフェストの使用を中止する場合には、そのことが証明できるものを添付すること。

（例） ゴミ運搬自動車伝票（レシート）の写し
一般廃棄物収集運搬契約書の写し

区（清掃事務所）受付欄

--

年 月 日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

板橋区長
 （公印省略）
 （担当者 　　　　　　）

マニフェスト適用対象事業者報告書

___月分 新規___件 変更___件 非適用___件

- （注）
- ・前月分をまとめて翌月7日までに提出すること。
 - ・該当がない場合も提出すること。
 - ・必要に応じて、この様式を複数枚使用して記入すること。

理 由	新規・変更・非適用	電話番号	
登 録 日	年 月 日	推定排出量	(kg/月)
排出場所コード		用途コード	
排出場所 名 称		延床面積	(㎡)
排出場所 所在地		許可番号	

理 由	新規・変更・非適用	電話番号	
登 録 日	年 月 日	推定排出量	(kg/月)
排出場所コード		用途コード	
排出場所 名 称		延床面積	(㎡)
排出場所 所在地		許可番号	

理 由	新規・変更・非適用	電話番号	
登 録 日	年 月 日	推定排出量	(kg/月)
排出場所コード		用途コード	
排出場所 名 称		延床面積	(㎡)
排出場所 所在地		許可番号	

理 由	新規・変更・非適用	電話番号	
登 録 日	年 月 日	推定排出量	(kg/月)
排出場所コード		用途コード	
排出場所 名 称		延床面積	(㎡)
排出場所 所在地		許可番号	

マニフェスト発行対象事業者名簿

許可番号		受託種別（該当に○表示）																		
		厨	紙	木	織	焼	道	し												
収集運搬業者名																				
許可一般廃棄物の種類			く	く	く	残	園	ご	み											
排出場所コード		芥	ず	ず	ず	灰														

(注) 1 収集運搬業者は、この名簿を作成のうえ、車両ごとに携帯すること。
 なお、区及び指定処理施設の係員にこの名簿の提示を求められた場合には、それに従うこと。
 2 収集運搬業者は、マニフェストによる運搬物が、この名簿の排出事業者の受託種別別廃棄物に該当するかを確認のうえ、指定処理施設に運搬すること。